

インターネット・ホットラインセンター

インターネット・ホットラインセンターとは

日本におけるインターネット上の違法・有害情報（児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪を引き起こす原因となるような公序良俗に反する情報）の通報受付窓口で、インターネットホットラインの国際ネットワークであるINHOPLEの正会員である。警察庁から財団法人インターネット協会への業務委託という形態で、平成18年6月1日から運用を開始している。

ホットラインセンター設置の背景

インターネット上には膨大な量の情報が流通しており、海外のサーバーに蔵置されているものやコンテンツ自体のコピー、改ざん、削除などが容易にできるものも多い。こうした中で違法・有害情報に対応するには、サイバーパトロール(→p.39)による違法情報の発信者の取り締まり、受信側による情報のフィルタリング(→p.79)や、プロバイダ及び電子掲示板の管理者による違法・有害情報に対する送信防止措置などに加えて、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報を収集することが必要である。

また、違法情報を警察に通報する際には氏名・住所等を明らかにする必要があるため、通報に消極的になることも想定されることから、ポータルサイト(<http://www.internethotline.jp>)で一般からの通報を広く受け付け、通報された情報を分析して適切に対処するホットラインセンターの設置に至った。

ホットラインセンターの役割

警察への情報提供

インターネット上での流通が刑罰法規に違反する疑いがある情報、犯罪関連情報（禁制品の販売に関する情報等）や自殺関連情報等について警察に情報提供する。

プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼

違法・有害情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除や

送信防止措置などの対応を依頼する。

関係機関等への情報提供

人権侵害、知的財産権侵害などに関連する通報については、専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供をする。例えば、名誉毀損、プライバシー侵害情報については法務省人権擁護機関などに、知的財産権侵害情報については各権利者団体などに情報提供する。

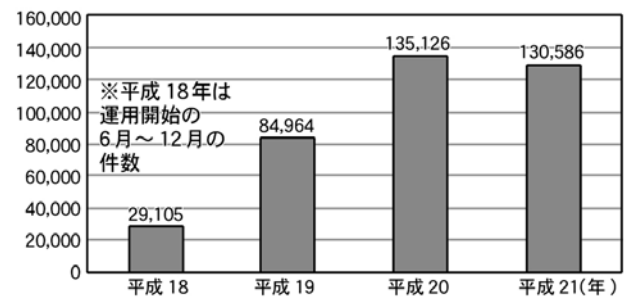
フィルタリング事業者に対する情報提供

ホットラインセンターで集積した違法・有害情報のデータベースについて、フィルタリング事業者に対し、定期的に情報提供をする。

運用状況

平成21年には、1年間で130,586件の通報を受理、分析の結果、総件数は140,391件となった。そのうちの19.8%にあたる27,751件が違法情報と判断された。そのうちの19.5%は、海外のサーバーに蔵置された情報であった。

▼通報受理件数の推移



▼平成21年度の違法情報の内訳

